

## 船舶事故調査報告書

平成24年2月9日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成22年4月6日 08時30分ごろ
発生場所	北海道根室市花咲港南南東方沖 花咲灯台から真方位157° 2,700m付近 （概位 北緯43° 15.4′ 東経145° 36.1′）
事故調査の経過	平成22年4月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第18幸洋丸、18.45トン HK2-20032（漁船登録番号）、個人所有 17.00m (Lr) × 3.69m × 1.26m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和57年9月 B 漁船 第5共栄丸、0.4トン HK3-116680（漁船登録番号）、個人所有 5.04m (Lr) × 1.56m × 0.57m、FRP ガソリン機関、漁船法馬力数30、昭和62年7月
乗組員等に関する情報	船長兼船舶所有者A 男性 48歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和57年2月4日 免許証交付日 平成18年8月17日 （平成24年5月14日まで有効） 甲板員A 男性 36歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成5年7月9日 免許証交付日 平成19年12月6日 （平成25年7月8日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	A船は、船長、甲板員A及び甲板員Bほか甲板員2人が乗り組み、B船をえい航して花咲港を出港し、花咲港南南東方沖に設置されたコマイ底建網施設（以下「漁業施設」という。）に到着したのち、甲板員A及び甲板員Bが移乗したB船と共に漁業施設の手網部分（以下「手網」という。）の網入れ作業を行った。 B船は、A船の船尾から繰り出された手網を移動しながら敷設するため、漁業施設の型ロープと呼ばれるボンデンで水面上に浮かせたロープ（以下「型ロープ」という。）に一端を取り付け、他端に土俵を取り付けて

	<p>海中に投げ入れて張られた仮のしと呼ばれる約300mの移動用ロープ（以下「ロープA」という。）を左舷側に平行にはわせて左舷船尾部の突起物に掛けるとともに、ロープAを船内の手すりの2か所にロープで結び付けて船体に固定した状態で作業を行った。</p> <p>B船は、左舷側に投入した手網に取り付けられ、A船から繰り出された「ガンタ」と呼ばれるロープ（以下「ロープB」という。）を引き揚げて滑車を介してロープAに固定した。</p> <p>B船は、網入れ作業を終えて漁業施設から離れるため、船体に固定したロープAの固定ロープを解いたところ、北東方からの波を左舷船尾部に受けて浸水し、さらに、左舷船尾部の突起物に掛けたロープAにより海中に引きずられ、左舷船尾部から沈下し、半没状態となった。</p> <p>甲板員Aは、B船が沈下し始めた際、左舷船尾部の突起物に掛けたロープAを外すために左舷船尾部に向かおうとしたが、A船にいた甲板員に呼び止められ、その後、平成22年4月6日08時30分ごろ、甲板員Bと共に海中に投げ出され、海中に沈んで姿が見えなくなった。一方、甲板員Bは、A船に自力で泳ぎ着いて救助された。</p> <p>船長は、携帯電話で漁業協同組合を通じて海上保安部へ通報を行い、僚船及び海上保安庁の巡視船等により甲板員Aの捜索が開始されたが、甲板員Aは発見されずに行方不明となり、死亡認定の手続きが行われて除籍された。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 3、視界 普通</p> <p>海象：波高 約1m、水温 約1℃</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>甲板員Aは、泳ぐことができなかった。</p> <p>甲板員Aは、胴付きのゴム製ズボンを履いていたが、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>甲板員Aは、A船には通年乗り組んではおらず、本事故当時は手伝いとして乗り組んでいた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>甲板員Aは、行方不明となり、死亡認定の手続きが行われて除籍された。</p> <p>B船は、花咲港南南東方沖においてA船と共に網入れ作業中、ロープAを左舷船尾部の突起物から外さずに船体に固定していたロープを外したことから、左舷船尾方からの波を受けて左舷船尾部が浸水した際、ロープAにより海中に引きずられて半没し、乗船していた甲板員Aが落水して行方不明になったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、B船が、花咲港南南東方沖においてA船と共に網入れ作業中、ロープAを左舷船尾部の突起物から外さずに船体に固定していたロープを外したため、左舷船尾方からの波を受けて左舷船尾部から浸水した際、ロープAにより海中に引きずられて半没し、乗船していた甲板員Aが落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	

参考

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・作業手順を的確に行うこと。
- ・救命胴衣を着用すること。

### 網入れ作業の概略図

